

第 1 9 9 期中間決算公告

平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日

住 所	秋田市中通三丁目 1 番 4 1 号
株 式 会 社	北 都 銀 行
取 締 役 頭 取	加 賀 谷 武 夫

中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	25,456	預 金	1,058,714
コ - ル 口 - ン	66,500	譲 渡 性 預 金	21,314
買 入 金 銭 債 権	0	外 国 為 替	4
商 品 有 価 証 券	597	社 債	12,000
金 銭 の 信 託	5,750	そ の 他 負 債	2,230
有 価 証 券	294,209	賞 与 引 当 金	273
貸 出 金	728,237	退 職 給 付 引 当 金	5,466
外 国 為 替	207	再評価に係る繰延税金負債	1,932
そ の 他 資 産	5,065	支 払 承 諾	14,884
有 形 固 定 資 産	16,035	負 債 の 部 合 計	1,116,819
無 形 固 定 資 産	67	（ 純 資 産 の 部 ）	
繰 延 税 金 資 産	9,920	資 本 金	12,669
支 払 承 諾 見 返	14,884	資 本 剰 余 金	8,135
貸 倒 引 当 金	23,750	資 本 準 備 金	8,135
		利 益 剰 余 金	2,193
		利 益 準 備 金	3,599
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,406
		別 途 積 立 金	1,600
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,006
		自 己 株 式	57
		株 主 資 本 合 計	22,940
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,014
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,405
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,420
		純 資 産 の 部 合 計	26,360
資 産 の 部 合 計	1,143,180	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,143,180

中間損益計算書

〔平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	13,441
資 金 運 用 収 益	10,184
(うち貸出金利息)	(7,985)
(うち有価証券利息配当金)	(2,166)
役 務 取 引 等 収 益	1,828
そ の 他 業 務 収 益	251
そ の 他 経 常 収 益	1,176
経 常 費 用	18,546
資 金 調 達 費 用	475
(うち預金利息)	(304)
役 務 取 引 等 費 用	577
そ の 他 業 務 費 用	2,332
営 業 経 費	8,607
そ の 他 経 常 費 用	6,553
経 常 損 失	5,104
特 別 利 益	312
特 別 損 失	116
税 引 前 中 間 純 損 失	4,909
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18
法 人 税 等 調 整 額	48
中 間 純 損 失	4,976

1. 中間貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
 3. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 5. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～30年
動 産	4年～20年
 6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
 7. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 11,943百万円であります。
 9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理
----------	---
 11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 12. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
 13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額
32 百万円
 14. 関係会社の株式及び出資総額
1,678 百万円
 15. 有形固定資産の減価償却累計額
24,199 百万円
 16. 有形固定資産の圧縮記帳額
1,164 百万円
 17. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,701百万円、延滞債権額は 43,958百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）

第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は229百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,436百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,326百万円であります。
 前期末から、資産自己査定上の債務者区分「実質破綻先」「破綻懸念先」に対する貸出金は、実際の未収利息の発生の有無にかかわらず、延滞債権としております。この変更に伴い、変更前の算出方式と比較して延滞債権額は34,026百万円増加し、3カ月以上延滞債権額は196百万円、貸出条件緩和債権額は24,161百万円それぞれ減少しております。また、合計額は9,669百万円増加しております。
 なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,679百万円であります。
22. 住宅ローン債権証券化により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間期末残高は、23,458百万円であります。なお、当行は劣後受益権8,061百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に6,961百万円、現金準備金として「現金預け金」中の預け金に1,100百万円を計上しております。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 為替決済、日銀代理店等の取引の担保として、有価証券51,711百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は119百万円であります。
24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定。
25. 社債は劣後特約付社債であります。
26. 1株当たりの純資産額 177円88銭
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用しております。これによる1株当たりの純資産額に与える影響はありません。
27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	16,036	22,169	6,133
債券	203,180	198,292	4,888
国債	114,965	110,385	4,580
地方債	51,337	51,444	106
社債	36,877	36,462	414
その他	71,248	71,706	457
合計	290,465	292,168	1,702

なお、上記の評価差額から繰延税金負債687百万円を差し引いた額1,014百万円を、「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

28. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,494
その他有価証券	
非上場株式	546

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、235,778百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが235,778百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（主に半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	12,147 百万円
退職給付引当金	2,208
減価償却	1,411
その他	517
繰延税金資産小計	16,285
評価性引当額	5,677
繰延税金資産合計	10,608
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	687
繰延税金負債合計	687
繰延税金資産の純額	9,920 百万円

31. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は26,360百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「中間未処理損失」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

32. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

33. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準） 7.85%

2. 中間損益計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純損失金額 33円 58銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 5,933百万円を含んでおります。

5. 「特別損失」には、減損損失 101百万円を含んでおります。
減損損失の算定に当たって、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。
上記固定資産のうち、以下の資産及び資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 101百万円（うち土地 86百万円、建物 15百万円）を減損損失として「特別損失」に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
秋田県内	営業用店舗 4か所	土地及び建物	40百万円
秋田県内	遊休資産 17か所	土地及び建物	54百万円
秋田県外	遊休資産 2か所	土地	6百万円

なお、当該資産及び資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産及び資産グループの重要性を勘案し、主として路線価に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 7社
会社名

北都総研株式会社
北都銀ビジネスサービス株式会社
株式会社北都情報システムズ
株式会社北都カードサービス
株式会社北都クレジット
株式会社北都ベンチャーキャピタル
北都チャレンジファンド1号投資事業組合

非連結の子会社及び子法人等
該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日	1社
9月末日	6社

連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	25,498	預 金	1,056,806
コールローン及び買入手形	66,500	譲 渡 性 預 金	19,744
買入金銭債権	427	外 国 為 替	4
商品有価証券	597	社 債	12,000
金銭の信託	5,750	そ の 他 負 債	5,001
有 価 証 券	292,562	賞 与 引 当 金	300
貸 出 金	728,408	退 職 給 付 引 当 金	5,550
外 国 為 替	207	再評価に係る繰延税金負債	1,932
そ の 他 資 産	6,272	支 払 承 諾	14,884
有 形 固 定 資 産	17,469	負債の部合計	1,116,224
無 形 固 定 資 産	227	（純資産の部）	
繰 延 税 金 資 産	10,334	資 本 金	12,669
支 払 承 諾 見 返	14,884	資 本 剰 余 金	8,135
貸 倒 引 当 金	24,472	利 益 剰 余 金	3,206
		自 己 株 式	57
		株 主 資 本 合 計	23,953
		その他有価証券評価差額金	1,014
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,405
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,420
		少 数 株 主 持 分	1,069
		純資産の部合計	28,443
資産の部合計	1,144,667	負債及び純資産の部合計	1,144,667

中間連結損益計算書

〔平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	14,333
資 金 運 用 収 益	10,343
(うち貸出金利息)	(8,143)
(うち有価証券利息配当金)	(2,166)
役 務 取 引 等 収 益	2,074
そ の 他 業 務 収 益	714
そ の 他 経 常 収 益	1,202
経 常 費 用	19,638
資 金 調 達 費 用	474
(うち預金利息)	(304)
役 務 取 引 等 費 用	506
そ の 他 業 務 費 用	2,514
営 業 経 費	9,148
そ の 他 経 常 費 用	6,993
経 常 損 失	5,304
特 別 利 益	345
特 別 損 失	117
税金等調整前中間純損失	5,076
法人税、住民税及び事業税	125
法人税等調整額	98
少数株主損失	47
中間純損失	5,055

1. 中間連結貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
 3. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～30年
動 産	4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定額法により償却しております。
 6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
 7. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等は外貨建資産・負債を保有しておりません。
 8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,943百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
 9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
 10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理
----------	--
 11. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 12. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 13. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額
32 百万円
 14. 有形固定資産の減価償却累計額
24,611 百万円
 15. 有形固定資産の圧縮記帳額
1,173 百万円

16. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,701百万円、延滞債権額は 43,958百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 238百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 21,453百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 67,352百万円であります。
 前連結会計年度末から、資産自己査定上の債務者区分「実質破綻先」「破綻懸念先」に対する貸出金は、実際の未収利息の発生の有無にかかわらず、延滞債権としております。この変更に伴い、変更前の算出方式と比較して延滞債権額は 34,026百万円増加し、3カ月以上延滞債権額は 197百万円、貸出条件緩和債権額は 24,160百万円それぞれ減少しております。また、合計額は 9,669百万円増加しております。
 なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 9,679百万円であります。
21. 住宅ローン債権証券化により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は、23,458百万円であります。なお、当行は劣後受益権 8,061百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に 6,961百万円、現金準備金として「現金預け金」中の預け金に 1,100百万円を計上しております。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 為替決済、日銀代理店等の取引の担保として、有価証券 51,711百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は 175百万円であります。
23. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定。
24. 社債は劣後特約付社債であります。
25. 1株当たりの純資産額 184円72銭
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる1株当たり純資産額に与える影響はありません。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	16,036	22,169	6,133
債券	203,180	198,292	4,888
国債	114,965	110,385	4,580
地方債	51,337	51,444	106
社債	36,877	36,462	414
その他	71,064	71,522	457
合計	290,281	291,984	1,702

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 687百万円を差し引いた額 1,014百万円を、「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

27. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	578

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、246,034百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが246,034百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。
- なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は27,373百万円であります。
- (2) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。

30. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

31. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

32. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準) 8.32%

2. 中間連結損益計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純損失金額 34円11銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 6,367百万円を含んでおります。

5. 「特別損失」には、減損損失 101百万円を含んでおります。

当行は、減損損失の算定に当たって、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、連結される子会社および子法人等は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。

上記固定資産のうち、以下の資産及び資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 101百万円（うち土地86百万円、建物 15百万円）を減損損失として「特別損失」に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
秋田県内	営業用店舗 4か所	土地及び建物	40百万円
秋田県内	遊休資産17か所	土地及び建物	54百万円
秋田県外	遊休資産 2か所	土地	6百万円

なお、当該資産及び資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産及び資産グループの重要性を勘案し、主として路線価に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。